

令和3年3月伊奈町農業委員会総会議事録

令和3年3月25日（木）

議 事 録

会 議 名 令和3年3月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和3年3月25日(木)

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前11時 7分

招集場所 伊奈町役場 第1会議室

応招委員(農業委員)

加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一 齋藤 勝明 秋山 英章
高山 貢一 青木 久眞 大塚 俊雄 蓮見 紳一 戸井田武夫

応招委員(農地利用最適化推進委員)

渡辺 久夫 細田 光一 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁

計 15 名

欠席委員(農業委員) 小林 久夫

(農地利用最適化推進委員) なし

議事録署名 秋山 英章 大塚 俊雄

事務局職員 秋山局長、岡野局長補佐、川田係長、工藤主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和3年3月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、小林委員から欠席のご連絡をいただいております、農業委員は10名の出席でございます。

なお、推進委員は全員出席いただいております。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(10:00開会)

議長

ただいまから、令和3年3月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、秋山英章委員、大塚俊雄委員を指名しますので、よろしく申し上げます。はじめに、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議を行います。番号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号2番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

この案件は、〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さん名義の土地を〇〇〇の〇〇〇〇さんが贈与により取得する案件でございます。

資料1ページから6ページが許可申請書関係になります。

資料7ページは作付け計画書になります。

資料8ページが案内図になります。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇の裏手で斜線で示しているところになります。

資料9ページは公図の写し。

公図を見ていただくと、申請地は道路に接道しておりませんが、〇〇〇〇と〇〇〇〇が〇〇〇〇さんの土地ですのでその土地を通して申請地まで行ける状況です。

資料10ページから13ページは土地の全部事項証明になります。

14ページ、15ページは印鑑証明書になります。

それでは、譲受人の審査に移りますが、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇地区で営農されている農家で、〇〇〇〇の農地中間管理事業にも参加していただいている農家さんです。農地法第3条の許可要件であります全部耕作利用要件、常時従事要件の150日、権利取得後の経営面積要件50a以上、周辺農地との調和等すべての条件を満たしておりますので、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。よって、申請のとおり許可してよろしいかご審議願います。説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員さんから補足説明等ありましたらお願いします。

秋山英章委員

現地を見てきました。一部家庭菜園のように利用しておりました。問題ないと思います。

議長

次に、本地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等あればお願いします。

大島久雄推進委員

私も、現地を確認してきました。家庭菜園をやっており、問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、2番については、申請のとおり可決・決定しました。次に、番号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号3番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

この案件は、〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さん名義の土地を〇〇の〇〇〇さんが贈与により取得する案件でございます。

資料 1 ページから 6 ページが許可申請書関係になります。

資料 7 ページが案内図になります。

申請地は〇〇〇〇の近くにある〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からみて〇、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇から南に下った斜線で示したところになります。

資料 8 ページは公図の写し。

公図を見ていただくと、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の筆から本申請地の〇〇〇〇までですでにブドウの棚があり、〇〇さんがほ場の管理をしている状況になっております。

資料 9 ページは土地の全部事項証明になります。

資料 10 ページは作付け計画書になります。

資料 11 ページから 13 ページは印鑑証明書になります。

資料 14 ページから 16 ページは委任状になります。

それでは、譲受人の審査に移りますが、〇〇〇さんは〇〇地区で営農されている農家で、主にブドウを営農しております。農地法第 3 条の許可要件であります全部耕作利用要件、常時従事要件の 150 日、権利取得後の経営面積要件 50a 以上、周辺農地との調和等すべての条件を満たしておりますので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと考えます。よって、申請のとおり許可してよろしいかご審議願います。説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の蓮見紳一委員さんから補足説明等ありましたらお願いします。

蓮見紳一委員

土地の視察と申請者の父親に会って話を聞いてきました。事務局の説明どおり、何年も前からブドウ棚があり〇〇さんがずっと管理しているとのことでした。この申請はだいぶ前の遺産相続により地権者に相続された土地をもう管理できないということで贈与することになったとのことです。特段問題ないと思います。

議長

次に、本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

私も現地を確認しました。きちっとしたブドウ畑で問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、3 番については、申請のとおり可決・決定しました。次に、番号 4 番を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

第 1 号議案番号 4 番について議案書 1 ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

この案件は、〇〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さん名義の土地を〇〇の〇〇〇〇さんが売買により取得する案件でございます。

資料 1 ページから 6 ページが許可申請書関係になります。

10a 当たり5.2万円とありますが、相場なんですか。

議長

私の方から説明します。実際、現地は耕作放棄地のようになっていましたが、〇〇さんが伊奈町産のトマトを作りたいとのことで、本申請地を私が斡旋しました。地権者はいくらでもいいと言ってましたが、隣接地の過去の実績で5万円の売買という形になりました。

加藤泰三委員

わかりました。

議長

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、3番については、申請のとおり可決・決定しました。次に、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

第2号議案番号2番について議案書2ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

それでは事前にお配りいたしました「第2号議案番号2番関係資料」をご覧ください。

本案件は、賃貸アパート暮らしの〇〇さんが売買により土地を取得し、自己用住宅を建築する事業計画になります。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇の〇で市街化区域の〇〇〇〇〇と〇〇の境で申請地と示しているところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇〇にある賃貸アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページは土地の全部事項証明書。

資料5ページは公図の写し

資料6ページから8ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料9ページから11ページは資金調達計画書、見積書、金融機関からの事前審査の結果になります。

資料12、13ページは現在住んでいるアパートの賃貸借契約書の写し。

資料14ページは住民票。

資料15ページから16ページは印鑑証明書。

資料17ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第3種農地に区分されます。第3種農地に当てはまる要件といたしましては、「水道、下水道、ガス管のうち2種類以上埋設された道の沿線で500m以内に教育施設、公共施設が2つ以上ある農地」となっております。

申請地は水道と本下水が埋設された道の沿線で、教育施設の〇〇〇〇〇から180m、公共

施設の〇〇〇〇から400mに位置しており、この要件を満たしております。よって第3種農地の転用は、立地基準におきましては、許可することができるとされております。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の高山貢一委員さんから補足説明等ありましたらお願いします。

高山貢一委員

譲受人には、話は聞けませんでした。〇〇〇〇さんとは話は聞けました。現地は耕作していない状況ですが、管理されている状況でした。隣は住宅地になっているので隣接地に影響はないと思います。

議長

次に、本地区担当の細田光一推進委員さん、意見等あればお願いします。

細田光一推進委員

資料を基に現地を見てきました。現地は多少砂利が入っていましたが、環境としては、近くに中学校があり、将来子供が通うにはいい環境だと思いました。また、周りも住宅街ということなので住む環境はいいと思いました。農地転用はいいのではないかと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、2番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。秋山局長よろしくお願いします。

秋山事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

- ・令和2年度伊奈町人・農地プランについて
- ・農地利用最適化交付金について
- ・令和3年度予算について
- ・利用権設定の申出書（新規、更新）について

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

4月26日月曜日、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(11:07閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和3年3月25日

会 長

署名委員

署名委員
